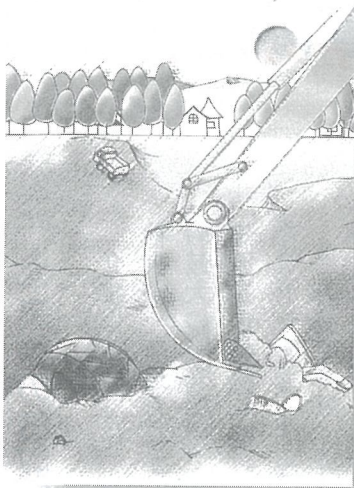


あなたの土地の埋立ては大丈夫ですか？

10月1日から

『残土条例』がスタート

“自分の土地は自分で
守りましょう”



有害物質を含んだ土砂の埋め立てによる土壌汚染や、無秩序な埋め立てによる土砂崩れなどの災害から、町民のみなさんを守るための『横芝町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例』いわゆる残土条例が、今月1日から施行されました。

これにより、有害物質ごとに設けられた安全基準に適合しない土砂等は、小規模埋め立て等にも利用できなくなりました。

◆埋立て事業者は

- 土砂の埋め立て等による土壌汚染や、土砂崩れなどの災害の発生がないよう、安全に留意して行う。
- 町内では、5百㎡以上3千㎡未満の土砂等の埋め立て、盛土・たい積事業を行う場合には、町長の

許可が必要となり、次のことが義務付けられます。

(3千㎡以上は県知事の許可が必要)

*埋立て等に使用する土砂の地質検査

*土砂が場外に流失しないような現場構造をとること

*事業区域について、定期的に地質検査、排水検査を行い、町へ報告すること

*事業完了時に町の確認を受けること

◆許可のいらない事業

▽公共的団体が行う事業

▽採石法・砂利採取法・千葉県土採取条例等に基づき許可された採取場から採取した土砂等を販売するため、一時的にたい

積する事業

▽雨水を排除するため、住んでいる土地に盛土する事業

▽耕作のため、農地に自ら客土する事業

▽国や地方公共団体の補助を受けて行う事業

▽町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◆土地所有者にも責務が

この条例の第4条では、土地の所有者の責任についても明らかにしています。

土地を提供しようとする時は、土砂などの埋立てによる土壌の汚染や災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれがある場合は、土地を提供しないよう努めることとしています。皆さんのご協力をお願いします。

※問い合わせ先
住民課環境衛生係

☎82-8815

『違反建築防止週間』

10月11日～10月17日

私たちが安心して暮らすためには、建築物が安全であることがとても大切です。

また、住みよい街にするには、住む人がお互いにルールを守ることが必要です。

建築基準法は建築物が安全であるために、また、住みよい街であるために建築物をつくる人、所有する人又は管理する人にとって、必要最小限守らなくてはならないルールを定めたものです。

この週間をきっかけに、新築するときや増改築するときはもちろん、今ある建築物についても建築基準法に適合しているかどうか建築士とよく相談し、安全な建築物にすること、そして、住みやすい街にすることを心がけていきましょう。

なお、この期間中に《公開建築パトロール》が、県内の首都近郊の市町村を中心に実施されます。

※問い合わせ先

都市整備課 ☎82-8819